【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月18日
【会社名】	昭栄株式会社
【英訳名】	Shoei Company, Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　時 田 栄 治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目２番地１
【電話番号】	(03)3292－3381(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理・税務グループ担当 小 髙 好 展
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目２番地１
【電話番号】	(03)3292－3381(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理・税務グループ担当 小 髙 好 展
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社とヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、ヒューリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法により経営統合することについて、平成24年2月2日開催の両社の取締役会において、それぞれ合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを決議し、同日付で合併契約書を締結し、同年3月23日開催の両社株主総会において、本合併に関する議案につき承認されました。当社は、本合併に際して、その効力発生直前時におけるヒューリックのストック・オプションとして発行された新株予約権（以下「ヒューリック割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、本合併の効力発生日である本年7月1日に、ヒューリック割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有するヒューリック割当対象新株予約権1個につき、当社割当新株予約権1個の割当をもって、当社割当新株予約権を交付することとなりました。そこで、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

1．新株予約権の銘柄

ヒューリック株式会社第14回新株予約権

2．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

平成24年７月1日合併効力発生日前日における最終のヒューリックの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その所有するヒューリックの新株予約権（但し、会社法第７８７条に基づく新株予約権買取請求を行った新株予約権を除く。）1個につき、当社の発行する新株予約権１個を交付する。

新株予約権１個につき当社の普通株式300株とする。普通株式は、完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式である。単元株式数は、100株である。

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

3． 発行価格

本合併により交付されるものであるため該当事項はありません。

4． 発行価額の総額

本合併により交付されるものであるため該当事項はありません。

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、316円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

6．新株予約権の行使期間

平成24年７月１日から平成29年４月24日まで

7．新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の分割行使はできないものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、その地位を喪失した後１年間に限り権利行使することができる。

③ 新株予約権者が法令又は当社等の諸規則に違反した場合は、新株予約権を行使できないものとする。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち１名（以下、「権利承継者」という。）に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

8．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

10．新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が、前記７②から④に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

11．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

12．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13．新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 東京中央支店（またはその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。）

14．新株予約権の交付の相手方の人数およびその内訳

交付対象者	人数	割当個数
当社取締役	６名	1,504個
当社使用人	58名	9,590個
当社子会社取締役	１名	230個
当社子会社使用人	５名	790個

本新株予約権は本合併により交付されるものであることから、当社取締役及び当社使用人とは、本合併前にヒューリック割当対象新株予約権の付与を受けたヒューリックの取締役及び使用人であり、当社子会社取締役及び当社子会社使用人とは、本合併前にヒューリック割当対象新株予約権の付与を受けたヒューリックの完全子会社であるヒューリック不動産サービス株式会社（現ヒューリックビルド株式会社）取締役及び使用人をいう。

15．交付の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合の当該会社と提出会社との間の関係

当社子会社（本合併前はヒューリックの完全子会社）

16．交付の相手方と提出会社との間の取決めの内容

「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以 上